

## ●研究室から

# 発生の可能性を予見できない偶発事象の監査理論

—特記事項の記載事例を素材として—

東京大学大学院経済学研究科博士課程

坂柳 明

## I 偶発事象の監査ルールの空白

企業が重要な偶発事象を抱えている場合——例えば多額の債務保証を行っている場合——の監査人の対応として、わが国ではこれまで「特記事項」の記載が監査人に認められてきた（監査基準委員会報告書第2号（以下、「委員会報告書」とする）、2項）<sup>(1)</sup>。委員会報告書9～10項によると、特記事項の記載対象となる偶発事象は、①発生の可能性の高い偶発損失で、金額が合理的に見積もれないもの、そして②発生の可能性が①ほど高くないが、ある程度予想される偶発損失の二つである。

ここで特徴的なのは、この二つとも「高い」あるいは「ある程度予想される」という形で、損失をもたらす事象の発生可能性が予見できる場合が想定されており、損失をもたらす事象の発生可能性が「予見できない」場合は想定されていない点である<sup>(2)</sup>。もちろん事象の発生可能性を予見できない場合も、それが「重要な偶発事象」に該当すれば特記事項の記載対象になると考えられるかもしれない。しかし、「損失をもたらす事象の発生可能性を予見できないこと」が財務諸表のGAAP準拠性の監査上で問題になるのであれば、委員会報告書は本来特記事項を記載すべきで

はない状況についても、それが重要な偶発事象だという理由だけで特記事項を記載するように規定していることになる。

そこで本稿では、「損失をもたらす事象の発生可能性が予見できない」と考えられる状況が実際にあるのかという問題意識のもと、特記事項が多くつけられている建設業を対象にした事例分析を行った。その中で目立ったのは、重要な偶発事象の中でも「～によっては」あるいは「～の場合には」といったフレーズを用いて「将来起こり得る帰結が特定の事象が発生するかどうかに依存している状況」が示されているケースである。本稿ではこうしたケースの特徴を分析し、そこで特記事項を選択する余地はあるのか、選択されないとしたらその時の監査人の対応はどうなるのかを考察する。そして、このような「将来の帰結が特定事象の発生の有無に依存している状況」を「重要な偶発事象」の中から識別していない委員会報告書の問題点を指摘する。

2001年6月22日に企業会計審議会より「監査基準の改訂に関する意見書（公開草案）」が出された。そこでは特記事項が廃止され、「追記情報」が創設されている（第四 報告基準 七 追記情報）。しかし本稿は、特記事項の廃止という現実の動きとは独立に、広く重要な偶発事象に直面した場合の監査人の対応を考える上での素地を提供するものであ

り、本稿によって「どのような状況が追記情報の記載対象になるのか（あるいはならないのか）」を考える上での有益な資料が得られれば幸いである。

## II 事例分析

本稿では、建設業各社にどのような特記事項がつけられたのかを調査した。特記事項の実務指針である委員会報告書は1992年11月15日に発効したので、調査対象はそれ以後に作成された監査報告書及びそれに関わる財務諸表（個別・連結財務諸表及び中間財務諸表

（個別・連結）である。また調査対象会社は、『有価証券報告書総覧』『会社名一覧』の1992年版から2000年版までに掲載されている1部及び2部上場会社とした。調査対象期間中特記事項がつけられたケースは全部で209あった。このうち本稿で注目するのは、偶発事象の中でも監査報告書上及び財務諸表上で「～によっては」あるいは「～の場合には」といった条件付きのメッセージが記載されたケースであり、その数は全部で66だった<sup>(3)</sup>。以下の〔表1〕にそのケースをいくつか示す（〔表1〕中の傍線は筆者によるものである）。

〔表1〕 将来の帰結が特定事象の発生の有無に依存している状況（財務諸表上の記載より）

会社名	内容
佐藤工業 （平成12年・連結）	長期未収債権等122,564百万円、保証債務50,962百万円に対して、債務者の財政状態を基に見積もった所用の引当金（貸倒引当金残高78,139百万円、債務保証損失引当金残高10,916百万円）を計上しているが、今後、債務者の財政状態によっては、新たに損失が発生する可能性もある。
大末建設 （平成12年・個別）	長期プロジェクト 長期化している数件の不動産開発事業等（保証債務を含む総投資額37,666百万円）について、今後事業計画遂行上の諸条件が整わない場合には、当該投資額の一部につき会計上の損失発生の可能性がある。
浅川組 （平成10年・個別）	プロジェクト案件 過年度に着手した不動産開発事業（関係会社に対する保証債務を含む総投資額29,445,675千円）については、不動産市況の低迷等により、当初の計画通りに進展していない。今後開発事業継続の条件が整わず、変更ないし中止に至る場合には当該投資額につき損失発生の可能性がある。
青木建設 （平成10年・個別）	平成8年3月期において、経営内容の健全化を図るため、国内開発事業及び海外ホテル事業に対する投融資、保証債務等に対し100,210百万円の損失引当処理等を実施し、その後主要金融機関の支援を受けながら経営体質の改善に努めてきた。 しかしながら、その後の更なる地価の下落や景気回復の遅れに伴う不動産市況の低迷等により、一部の事業については見直しが必要な状況が生じており、今後、関係各社との協議を進めながらこれらの事業計画の見直しを行っていくが、その結果によっては、国内外の事業会社に対する投融資52,803百万円及び開発事業に対する保証債務等41,856百万円の一部について追加引当処理等が必要となる可能性がある。
東洋建設 （平成5年・半期・個別）	偶発債務（保証債務） 下記の会社の銀行借入金について保証を行っている。 富士宮サンキシステム(株) 7,500百万円 ※(株)企産 2,700 計 18,233 ※ なお、(株)企産は不動産不況により財政状態が悪化しており、今後会社の再建が計画どおり進展しない場合には、当社は債務保証の履行請求に基づき同社の債務を弁済することになる可能性がある。

こうしたケースでは、「損失金額の見積もりができない」旨が記載されていない場合が多かった。そうすると、そこでは注記されている偶発事象の金額は所与として、専ら「損失をもたらす事象の発生可能性」が問題にされていると解釈できる。こうした現実を踏まえ、以下の議論では損失金額は注記上の金額をもって「見積もり可能」と想定する。

次に問題になるのは、将来の帰結が特定事象の発生の有無に依存している状況の特徴である。この状況が特記事項の記載対象になっていたことを考えると、「少なくとも損失をもたらす事象の発生可能性は「低い」よりも上である」と監査人が判断していたことがわかる（委員会報告書9～10項）。一方、委員会報告書12項（「記載例1」の「注記事項6 偶発債務」）では、以下に示す「将来の帰結が特定事象の発生の有無に依存している状況」が「他社に対する債務保証の履行の可能性がある程度見込まれる場合」だと考えられている。

「……今後、同社の再建が計画通りに進展せず、更に財政状態が悪化した場合には、当社は、履行請求に基づき同社の債務を弁済することになる可能性があります。」

ここで問題になるのは、なぜこの「記載例1」の状況が「債務保証の履行の可能性がある程度見込まれる場合」に該当するのかという点である。この点の説明はなされていない。「損失をもたらす事象の発生可能性の程度（例えば、「ある程度見込まれる」という程度）」の描写というだけであれば、森組の平成6年・半期・個別財務諸表の注記のように「……当社への発注先である高松開発(株)については、不動産不況により財政状態が悪化しており、今後、当社は債務保証の履行請求に基づき、債務を弁済することになる可能性がある」（傍線筆者）といった表現を使えば十分である(4)。それにもかかわらず、「～によっては」あるいは「～の場合には」とい

た表現を使わなければならないとしたら、それはその時点までの情報では損失をもたらす事象の発生可能性が経営者に判断できない（例えば、債務保証をしている会社の再建が計画通りに進展しない（あるいは進展する）可能性が判断できない）からであろう。また、損失をもたらす事象の発生可能性が判断できない場合には、起こり得る将来の帰結について何の条件もつけないまま「損失の発生がある程度見込まれる」といった表現は使えない。従って、こうした将来の帰結が特定事象の発生の有無に依存している状況は、委員会報告書の「記載例1」が言うような損失をもたらす事象の発生可能性が「ある程度見込まれる」場合を指すというよりは、むしろ「損失をもたらす事象の発生可能性が判断できない」状況を表しているのではないかということがわかる。

もっとも実際のケースでは、将来の帰結が特定事象の発生の有無に依存している状況を経営者は注記していた。こうした経営者の行動については、「少なくとも損失をもたらす事象の発生可能性が「高い」と判断する根拠がなかった（つまり、引当金を設定する状況ではなかった）ので注記を選択した」という説明が可能である。即ち、「損失をもたらす事象の発生可能性が判断できない」状況でも、「注記」を選択するにあたっては経営者自身の主体的な判断が存在したと考えられるわけである。この場合監査上問題となるのは、引当金ではなく注記を選択した経営者の判断がその状況において適切かどうかという点である(5)。

本稿では、経営者だけでなく監査人も「将来の帰結が特定事象の発生の有無に依存している状況」に直面している場合を考えているので、この時は監査人も損失をもたらす事象の発生可能性が判断できない。その結果監査人は、経営者の「注記」という選択が適切と言えるかどうか（引当金を設定しないことが

適切なかどうか)が判断できないことになる。この点は、偶発事象について経営者も監査人も「損失金額の見積もりができない」場合には、引当金を設定しないという経営者の会計処理が適切だ(あるいは注記が十分になされている)と監査人が判断できる状況と対照的である。

### Ⅲ 監査人の対応

それでは、将来の帰結が特定事象の発生の有無に依存している状況に直面した監査人の対応はどうなるのだろうか。経営者の財務諸表上での対応の適否(GAAP準拠性)を判断できない場合——典型的には、監査範囲の制限があった場合——の監査人の対応として、従来考えられていたのは「意見差控」であった。そうすると、本稿の「経営者の「注記」という選択の適否が判断できない」状況は、監査人が意見差控を選択する上での一つ目の条件は満たしている。しかし監査範囲の制限があった場合でも、その適否が判断できないところの項目が財務諸表に与える影響を除いて、「意見表明」を行う余地は監査人に認められていた。同じことは本稿の場合にも当てはまるだろう。

これまで意見差控の二つ目の条件として考えられてきたのは、その項目の重要性である。監査人がその適否を判断できないところの財務諸表項目を除いた残りの財務諸表の表現に意味がなくなるほど、その除外事項が重要である場合には意見差控が選択されると考えられてきた<sup>6)</sup>。財務諸表が利害関係者に向けて公表されていることを考えると、経営者の会計上の対応の適否を判断できないところの重要な項目を除いた財務諸表は、「利害関係者の意思決定の判断材料として役に立たない(有用ではない)」と監査人が判断する場合が想定できる。つまり、先の「財務諸表の表現に意味がなくなる」状況とは、「財務諸表

が利害関係者の意思決定にとって意味がなくなる」状況だと考えられるわけである。反対に、そうした重要な項目があっても、それを除いた財務諸表は利害関係者が意思決定を行う際の判断材料として利用できると監査人が判断する場合も想定できる<sup>7)</sup>。

こうしたフレームワークのもとでは、利害関係者にとって「財務諸表は有用ではない」と監査人に判断させるだけの重要な項目があれば「意見差控」を、意見差控に至るほどの重要な項目はなく「財務諸表は有用である」と判断すれば、監査人は「意見表明」を行うことになる。それでは、本稿の場合の重要性の基準は何であろうか。

それには様々なものがあり得るが、本稿では特記事項に記載された項目に注目して「その会社の期末自己資本金額に対する特記事項の記載対象となった偶発事象の金額の割合」(以下、「偶発事象・自己資本比率」とする)を取り上げる。この指標は、「自己資本が当期末のまま、偶発事象の全額が不利な形で確定したら」というあえて「厳しい」想定を行った時に、その会社の純資産がどの程度の規模になるのかを測る指標となる。その上で、本稿では以下の[表2]で問題となっている偶発事象を引当金として計上するのが適切か、それとも注記のままでのよいかが監査人に判断できない状況を考える。

[表2]によると、偶発事象・自己資本比率の大きさには様々ある。佐藤工業、大末建設、浅川組のようにこの比率が1を超えているケースもあれば、青木建設、東洋建設のように偶発事象が全て不利な形で確定したとしても、期末の自己資本でカバーできるケースもある。すると、「同じ特記事項の記載対象となった重要な偶発事象」でも後者のように偶発事象・自己資本比率が0より大きく1以下の場合には、財務諸表に潜在的に重要な影響を与える偶発事象があっても、財務諸表全体は有用であると監査人が判断することも可

[表2] 偶発事象・自己資本比率

会社名	決算日	特記事項の記載対象となった偶発事象の金額 (単位：百万円，百万円未満切捨て)	自己資本 (単位：百万円，百万円未満切捨て)	偶発事象・自己資本比率
佐藤工業	平成12年3月31日 (連結)	40,046 (保証債務額) 44,425 (長期未収債権等の金額)	7,573	11.15
大末建設	平成12年3月31日 (個別)	37,666 (保証債務を含む総投資額)	8,453	4.46
浅川組	平成10年3月31日 (個別)	29,445 (関係会社に対する保証債務を含む 総投資額)	4,311	6.83
青木建設	平成10年3月31日 (個別)	52,803 (投融資額) 41,856 (保証債務等の金額)	120,604	0.78
東洋建設	平成5年9月30日 (半期・個別)	2,700 (㈱企産に対する保証債務額)	29,560	0.09

能である。その場合の意見表明については、例えば「損失をもたらす事象の発生可能性は判断できないが、仮に被監査会社に不利な形で決着した場合でも当該損失が財務諸表に与える影響が重要であるとは言えないことに鑑み……」といったメッセージを記載することが考えられる。この時は、将来の帰結が特定事象の発生の有無に依存している状況についての注記の十分性も監査対象になるだろう。

一方偶発事象・自己資本比率が1を超えるほどの重要性を持つ場合には、損失をもたらす事象の発生可能性を判断できないところの偶発事象に関する注記がなされていても、注記を含めた財務諸表全体が利害関係者にとって有用性がないと判断する監査人も想定できる。その場合には、(1)経営者の「注記」という選択がその状況に応じて適切なかどうかを判断できず、さらに(2)意見表明がなされる状況よりも偶発事象・自己資本比率が「厳しい」ものであるため、意見差控を選択することになると考えられる<sup>8)</sup>。もちろんここでの「意見差控」は、偶発事象・自己資本比率の大きさについての判断を経て選択されたという意味では「監査人の意見」としての性質を持っているが、経営者の選択した対応の適否を監査人が判断できていないという点で「意見差控」になっているわけである。

#### IV 委員会報告書の問題点と今後の課題

本稿は、特記事項の実務指針である委員会報告書が損失をもたらす事象の発生可能性を予見できない場合を想定していないことに注目した上で、実際にもそうしたケースが観察されるのかどうかをまず調査した。分析の結果、重要な偶発事象の中でも「～によっては」あるいは「～の場合には」といった表現を用いて、将来の帰結が特定事象の発生の有無に依存することを示している状況が「損失をもたらす事象の発生可能性が判断できない」場合に該当するのではないかということを示した。そして、そこでの監査人の対応は「意見表明」あるいは「意見差控」であり、特記事項という対応は導かれなかった。

一方委員会報告書は、将来の帰結が特定事象の発生の有無に依存している状況を含めた「重要な偶発事象」が一律に特記事項の記載対象になると規定している。また、特にこの状況が識別されていないところを見ると、委員会報告書は「損失をもたらす事象の発生可能性が判断できないこと」を財務諸表のGAP準拠性を監査する上での問題としては認識していないと考えられる。少なくとも実際

[表3]

		重要な偶発事象	
		将来の帰結が特定事象の発生の有無に依存している状況 (経営者も監査人も損失をもたらす事象の発生可能性が判断できない状況)	
重要性の指標 (偶発事象・自己 資本比率：C)	1 < C	委員会ルール	意見表明+特記事項
		私見	意見差控
	0 < C ≤ 1	委員会ルール	意見表明+特記事項
		私見	偶発事象の潜在的な損失額の影響を除外した意見表明

のケースでは、GAAP準拠性の監査上の問題としては取り上げられていなかった。こうした点を踏まえると、委員会報告書が想定する監査人の対応と本稿で導かれた監査人の対応は、[表3]のようになる。

このように、特記事項の記載対象となる「重要な偶発事象」から「将来の帰結が特定事象の発生の有無に依存している状況」が識別されないままだと、次のような問題が生じるであろう。それは、本来意見差控を選択するはずの状況で「意見表明+特記事項」が認められることによって、意見差控を選択することによる不利益（例えば、クライアントの喪失）を監査人の都合で回避する道が制度的に与えられることになるという問題である。同様のことは、私見の「意見表明」と委員会ルールに言う「意見表明+特記事項」についても言える。

こうした問題が「特記事項廃止」に向けての現実の動きを生み出す一因になったのかどうかは慎重な検討が必要であるが、委員会報告書の側で「特記事項で対処すべき状況」と「特記事項で対処すべきではない状況」の区別ができていなかったのではないかという点は指摘できるだろう。このような委員会報告書の規定に内在する問題を解決するためには、重要な偶発事象の中から「将来の帰結が特定事象の発生の有無に依存している状況」を識別した上で、「損失をもたらす事象の発生可能性が判断できないこと」を財務諸表のGAAP準拠性の監査を行う上で取り扱うことが必要であろう。その結果選択されるのが本稿で見てきた意見表明や意見差控なのである。

また「監査基準の改訂に関する意見書（公開草案）」の「三 主な改訂点とその考え方 9 監査意見及び監査報告書(3)追記情報①」は、「財務諸表の表示に関して適正であると判断し、なおもその判断に関して説明を付す必要がある事項や財務諸表の表示について強調する必要がある事項」を「追記情報」として記載することとし、さらに「除外すべき事項を追記情報として記載することはできない」としている。追記情報の記載対象となる重要な偶発事象についても「何が除外すべき事項なのか」が問題になるが、本稿の分析によると、それは将来の帰結が特定事象の発生の有無に依存している状況で監査上問題になるような、「損失をもたらす事象の発生可能性が判断できないこと」である。「追記情報」が「特記事項」と同じ運命を辿ることなく有用な実務となるかどうかは、追記情報で対処すべき状況とそうでない状況の識別が成功するかどうかにかかっているであろう。

(注)

- (1) 本稿の「偶発事象」は、FASB (1975), 1項の「一つあるいは複数の将来事象が発生する、あるいは発生しない場合に最終的に判明するような、企業にとって将来発生する可能性がある利益（以下、「偶発利益」とする）または損失（以下、「偶発損失」とする）についての不確実性を表す現在の状態、状況、あるいは環境」を指している。委員会報告書8項の「偶発事象」もこの定義と内容は同じであろう。
- (2) FASB (1975), 3項でも、損失をもたらす事象の発生可能性については、probable（高い）、reasonably possible（ある程度ある）、remote（低い）という形で予見できる場合しか想定されていない。損失金額の見積もりができ

ない場合とは対照的に、会計基準上でも損失をもたらす事象の発生可能性が予見できない場合の経営者の会計上の対応は規定されていないのである(同8~12項)。

- (3) その他のケースには、「財務体質健全化のための経営改善策を取締役会で決議した」ケース(清水建設の平成10年・個別)や、「将来の帰結が特定事象の発生の有無に依存している状況」以外の偶発事象のケース(例えば、飛鳥建設の平成8年・半期・個別や井上工業の平成10年・個別)がある。
- (4) 他には、フジタの平成9年・半期・個別財務諸表の注記のような「(株)新農林センターへの長期貸付金は、(株)わざの更生手続が今後順調に推移することを前提として回収可能と判断している」という表現が考えられる。
- (5) こうした考え方は、財務諸表がGAAPに準拠して企業の財政状態、経営成績、及びキャッシュフローを適正に表示していることについての監査人の意見は、選択された会計原則がその状況において適切であるかどうかについての監査人の判断に基づくべきである、とするAICPA(1992)、4項の規定を前提にしている。また、同様の考え方は日本公認会計士協会東京会(1991、314-320)にも見られる。
- (6) Grinaker and Barr(1965、48)を参照。
- (7) 一方、監査人がその適否を判断できないところの財務諸表項目を含めた財務諸表全体について、「利用者が財務諸表を通じた分析から意味のある結論に達することが困難であるかどうか」(Defliese et al.(1975、762))、あるいは「利用者が財務諸表に関して意味のある分析を行うのが困難であるかどうか」(Willingham and Carmichael(1979、354))という形で、監査人の判断する「利害関係者にとっての財務諸表の有用性の有無」を捉えることもできる。また、「財務諸表の有用性の有無」以外に監査人の判断規準があるかどうかは本稿では検討しない。そうした判断規準があると言う場合には、それを具体的にどのような指標で捉えるのかという問題に応える必要があるだろう。
- (8) 福田(1995、22-23)は、本稿で言う「将来の帰結が特定事象の発生の有無に依存している状況」の監査人の対応として意見差控が考えられる旨を主張しているが、そこでは「経営者の「注記」という選択の適否を監査する」という視点が明示されていない。また、将来の帰結が特定事象の発生の有無に依存している状況を注記した上で、監査人が特記事項を選択する余地があるとしている点が問題である(同23頁)。なぜなら、偶発事象・自己資本比率が1を超える

場合に、「損失をもたらす事象の発生可能性が判断できない」ことを監査上の問題として取り扱う限り、監査人の対応は意見差控であり意見表明+特記事項とはならないからである。

#### [参考文献]

- AICPA(1992), American Institute of Certified Public Accountants(AICPA), Statement on Auditing Standards No.69, *The Meaning of Present Fairly in Conformity With Generally Accepted Accounting Principles in the Independent Auditor's Report*, January 1992.
- Defliese et al.(1975), Defliese, Philip L., Kenneth P.Johnson and Roderick K.Macleod, *Montgomery's Auditing*, 9<sup>th</sup> ed., New York: Ronald Press Co., 1975.
- FASB(1975), Financial Accounting Standards Board(FASB), Statement of Financial Accounting Standards No. 5, *Accounting for Contingencies*, March 1975.
- Grinaker and Barr(1965), Grinaker, Robert L.and Ben B.Barr, *Auditing-The Examination of Financial Statements*, Homewood, Illinois: R.D.Irwin, 1965.
- Willingham and Carmichael(1979), Willingham, John J.and D.R.Carmichael, *Auditing Concepts and Methods*, 3<sup>rd</sup> ed., New York: McGraw-Hill, 1979.
- 企業会計審議会(2001), 企業会計審議会, 「監査基準の改訂に関する意見書(公開草案)」, 2001年6月22日。
- 鳥羽(1994), 鳥羽至英, 『監査基準の基礎[第2版]』, 白桃書房, 1994年。
- 日本公認会計士協会東京会(1991), 日本公認会計士協会東京会編, 『公認会計士監査の実務: 問答式(改訂新版)』, 清文社, 1991年。
- 日本公認会計士協会(1992), 日本公認会計士協会監査基準委員会, 「監査基準委員会報告書第2号(中間報告)特記事項」, 1992年11月11日。
- 福田(1995), 福田眞也, 「特記事項の記載実態と問題点」, 『JICPAジャーナル』, 第7巻第12号, 1995年12月。
- 松井(1993), 松井隆幸, 「偶発事象と監査報告-特記事項と未確定事項に関連して-」, 『経理研究』(中央大学経理研究所), 第37号, 1993年10月。

(了)